

『企業版ふるさと納税』応援企業の募集



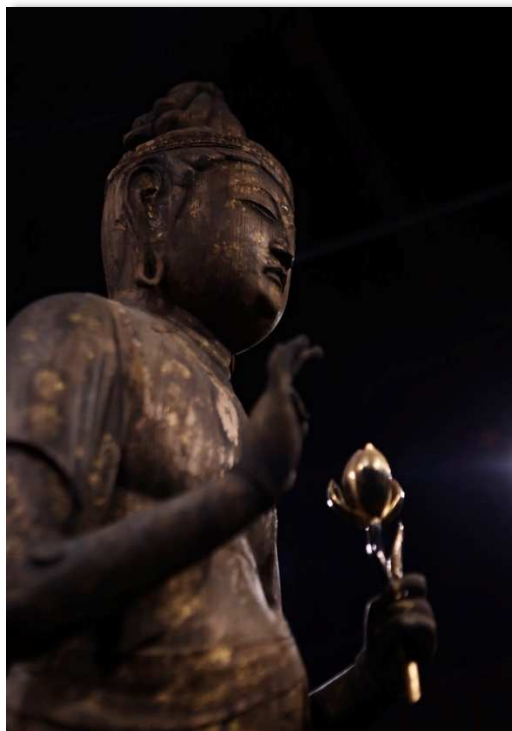
観音とともに生きる湖国長浜

～祈りとくらしの文化伝承プロジェクト～



長浜市は「観音の里」として知られ、北部地域を中心に多数の観音さまが伝わり、地域の暮らしに根付き、人々の生活や地域風土と深く結びつきながら、現在も大切に守り継がれています。

その一方で、観音像を守り継ぐ集落では、少子高齢化など社会情勢の変化による後継者不足のため、観



音堂の老朽化など様々な課題を抱え、観音文化の継承が困難になっています。

このことから、令和3年7月より新たに東京日本橋に、「**東京長浜観音堂**」を開設。「観音の里・長浜 祈りとくらしの文化」を暮らしや歴史に密着した地域資源として広く発信することで、支援者・協力者との絆を構築し、継続的な観音文化の伝承につながる環境づくりを進めたいと考えています。

コロナ禍という苦境の中、首都圏の皆様に関音さまの「癒し」、「心の安寧」が届くよう、寄附を通じて支援いただける企業の皆さまをお待ちしています。



▲東京長浜観音堂
ホームページ

〈主な事業内容〉 募集期間 令和3年9月1日～令和4年1月31日

■地域資源を生かした都市ブランド力と情報発信力の強化（寄附目標金額：1,700万円）

- ・東京長浜観音堂を中心とした首都圏での情報発信の強化および観音文化振興の環境づくり
- ・観音文化による関係人口の創出・拡大 等

○事業に関する問合せ先

長浜市市民協働部歴史遺産課 TEL：0749-65-6510 ㊚：rekishi@city.nagahama.lg.jp

○企業版ふるさと納税に関する問合せ先

長浜市総務部政策デザイン課ふるさと移住交流室 TEL：0749-65-6371 ㊚：ijukoryu@city.nagahama.lg.jp

制度の概要

企業版ふるさと納税は、国の認定を受けた長浜市の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。最大で寄附額の約9割が軽減されます。

※制度の詳細は、内閣府地方創生推進事務局ポータルサイトをご覧ください。



▲内閣府地方創生
推進事務局
ポータルサイト

企業のメリット

社会貢献

企業としてのPR効果
[SDGsの達成など]



地方公共団体との新たな
パートナーシップの構築

地域資源などを生かした
新事業展開

企業における課税の特例（税額控除）→制度改正により寄附額の最大9割が軽減！

【改正前】



【改正後】



拡充！

軽減効果最大
約9割に！

通常の寄附

企業版ふるさと納税を活用した寄附

※企業が地方公共団体に寄附した場合はその全額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

科目ごとの特例措置

- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度（法人税額の5%が上限）
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

寄附対象事業

第2期長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づくすべての事業がこの制度の寄附対象となります。寄附の流れ等の詳細については、市ホームページをご覧ください。企業の皆さまからの応援をお待ちしています。



▲市ホームページ
(企業版ふるさと納税制度)

留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。（長浜市内に本社（地方税法における主たる事務所または事業所）のある法人は対象外となります。）
- 本制度の対象期間は、令和2年度から令和6年度までです。